

第八十三回国会
衆議院
法務委員會
議 録 第 一 号

(1)

本国会召集日(昭和五十二年十二月七日)(水曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 上村千一郎君
理事 羽田野忠文君 理事 濱野 清吾君
理事 保岡 興治君 理事 山崎武三郎君
理事 稲葉 誠一君 理事 横山 利秋君
理事 沖本 泰幸君 理事 高橋 高望君
理事 石田 博英君 理事 木村 武雄君
小坂善太郎君 田中伊三次君
篠田 弘作君 原 健三郎君
二階堂 進君 渡辺美智雄君
渡辺 紘三君 西宮 弘君
島本 虎三君 日野 市朗君
米田 東吾君 飯田 忠雄君
長谷雄幸久君 正森 成二君
加地 和君 鳩山 邦夫君

昭和五十二年十二月七日(水曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君
理事 羽田野忠文君 理事 濱野 清吾君
理事 稲葉 誠一君 理事 横山 利秋君
理事 沖本 泰幸君 理事 高橋 高望君
理事 塩崎 潤君 理事 篠田 弘作君
田中伊三次君 渡辺美智雄君
島本 虎三君 西宮 弘君
飯田 忠雄君 長谷雄幸久君
正森 成二君 加地 和君
鳩山 邦夫君

出席國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

第一類第三号

法務委員會議録第一号 昭和五十二年十二月七日

委員外の出席者
法務大臣官房長 前田 宏君
法務大臣官房司 賀集 唱君
法制調査部長 室長 室長 吉巳君
法務委員會調査 家弓 吉巳君

委員の異動
十二月七日
辭任 塩崎 潤君 補欠選任 三池 信君

十二月七日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第七号)
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第八号)
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八
十回国会開法第七号)
犯罪被害補償法案(沖本泰幸君外二名提出、第
八十回国会開法第二号)
刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法
律案(沖本泰幸君外二名提出、第八十回国会開
法第二号)
政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、
第八十回国会開法第四号)
刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五
名提出、第八十回国会開法第一号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

閉會中審査に関する件
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第七号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第八号)

○上村委員長 これより會議を開きます。

本日、本委員会に付託になりました内閣提出、
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法
律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改
正する法律案の両案を議題といたします。
まず、政府より趣旨説明を聴取いたします。瀬
戸山法務大臣。

戸山法務大臣。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案
〔本号末尾に掲載〕

○瀬戸山國務大臣 裁判官の報酬等に関する法律
の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関
する法律の一部を改正する法律案について、その
趣旨を便宜一括して説明いたします。
政府は、人事院勧告の趣旨にみみ、一般の
政府職員の給与を改善する必要を認め、今国会
に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法
律の一部を改正する法律案を提出いたしました。
そこで、裁判官及び檢察官につきましても、一般
の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措
置を講ずるため、この両法律案を提出した次第で
あります。改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び
高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事
す。

及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与
に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の
特別職の職員の俸給に準じて定められておりま
すところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の
職員について、その俸給を増額することとしてお
りますので、おおむねこれに準じて、最高裁判所
長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬
並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給を増
額することとしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報
酬並びに検事及び副検事の俸給につきましても、
おおむねその額においてこれに対応する一般職の
職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸
給の増額に準じて、いずれもこれを増額すること
としております。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同
様、昭和五十二年四月一日にさかのぼって適用す
ることとしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を
改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律
の一部を改正する法律案の趣旨であります。
何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ
さいますよう、お願いいたします。

○上村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○上村委員長 両案につきましても、質疑及び討
論の申し出がありませんので、直ちに採決に入り
ます。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改
正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○上村委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上村委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

第八十回国会、内閣提出、刑法の一部を改正する法律案

第八十回国会、沖本泰幸君外二名提出、犯罪被害補償法案

第八十回国会、沖本泰幸君外二名提出、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

第八十回国会、横山利秋君外六名提出、政治亡命者保護法案

第八十回国会、横山利秋君外五名提出、刑法の一部を改正する法律案

裁判所の司法行政に関する件

法務行政及び検察行政に関する件並びに

国内治安及び人権擁護に関する件

以上の各案件につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

午後二時十七分散会

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「七十三万円」を「八十万円」に、「五十九万八千円」を「六十五万三千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	一	一、五五〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	一、一三〇、〇〇〇円	
東 京 高 等 裁 判 所 判 事	九五〇、〇〇〇円	
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 判 事	八八〇、〇〇〇円	
一 号	七八八、〇〇〇円	
二 号	六九七、〇〇〇円	

判 事 補												判 事					簡 易 裁 判 所 判 事									
三 號	四 號	五 號	六 號	七 號	八 號	九 號	十 號	十 一 號	十 二 號	一 號	二 號	三 號	四 號	五 號	六 號	七 號		八 號								
六五三、〇〇〇円	五五七、〇〇〇円	四八〇、〇〇〇円	四三四、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	三〇一、一〇〇円	二八五、九〇〇円	二五六、八〇〇円	二三七、三〇〇円	二二九、〇〇〇円	二〇一、九〇〇円	一九〇、一〇〇円	一七六、八〇〇円	一六八、九〇〇円	一五二、四〇〇円	一四五、六〇〇円	一三六、二〇〇円	一三〇、六〇〇円	五五七、〇〇〇円	四八〇、〇〇〇円	四三四、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	三〇一、一〇〇円	二八五、九〇〇円	二五六、八〇〇円	二三七、三〇〇円	二二九、〇〇〇円

十号	二〇一、九〇〇円
十一号	一九〇、一〇〇円
十二号	一七六、八〇〇円
十三号	一六八、九〇〇円
十四号	一五二、四〇〇円
十五号	一四五、六〇〇円
十六号	一三六、二〇〇円
十七号	一三〇、六〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 裁判官が昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を

別表(第二関係)

区	分	俸給月額額
検事総長		一、一三〇、〇〇〇円
次長		八一〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		八八〇、〇〇〇円
その他の検事長		八一〇、〇〇〇円
一	号	七八八、〇〇〇円
二	号	六九七、〇〇〇円
三	号	六五三、〇〇〇円

提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「四十万円」を「四十三万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

副検事										検事									
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号
一六八、九〇〇円	一七六、八〇〇円	一九〇、一〇〇円	二〇一、九〇〇円	二一九、〇〇〇円	二二九、三〇〇円	二五六、八〇〇円	二八五、九〇〇円	三〇一、一〇〇円	三九〇、〇〇〇円	一三〇、六〇〇円	一三六、二〇〇円	一四五、六〇〇円	一五二、四〇〇円	一六八、九〇〇円	一七六、八〇〇円	一九〇、一〇〇円	二〇一、九〇〇円	二一九、〇〇〇円	二二九、三〇〇円
四八〇、〇〇〇円	四三四、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	三五四、〇〇〇円	二八五、九〇〇円	二五六、八〇〇円	二二九、三〇〇円	二〇一、九〇〇円	一九〇、一〇〇円	一七六、八〇〇円	一五二、四〇〇円	一六八、九〇〇円	一七六、八〇〇円	一九〇、一〇〇円	二〇一、九〇〇円	二一九、〇〇〇円	二二九、三〇〇円	二五六、八〇〇円	二八五、九〇〇円	三五四、〇〇〇円
五五七、〇〇〇円	四八〇、〇〇〇円	四三四、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	二八五、九〇〇円	二五六、八〇〇円	二二九、三〇〇円	二〇一、九〇〇円	一九〇、一〇〇円	一七六、八〇〇円	一五二、四〇〇円	一六八、九〇〇円	一七六、八〇〇円	一九〇、一〇〇円	二〇一、九〇〇円	二一九、〇〇〇円	二二九、三〇〇円	二五六、八〇〇円	二八五、九〇〇円	三五四、〇〇〇円

十一号	一五二、四〇〇円
十二号	一四五、六〇〇円
十三号	一三六、二〇〇円
十四号	一三〇、六〇〇円
十五号	一二二、〇〇〇円
十六号	一一五、二〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 検察官が昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十二年十二月十二日印刷

昭和五十二年十二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局